

千葉県歯・口腔保健審議会 会議資料

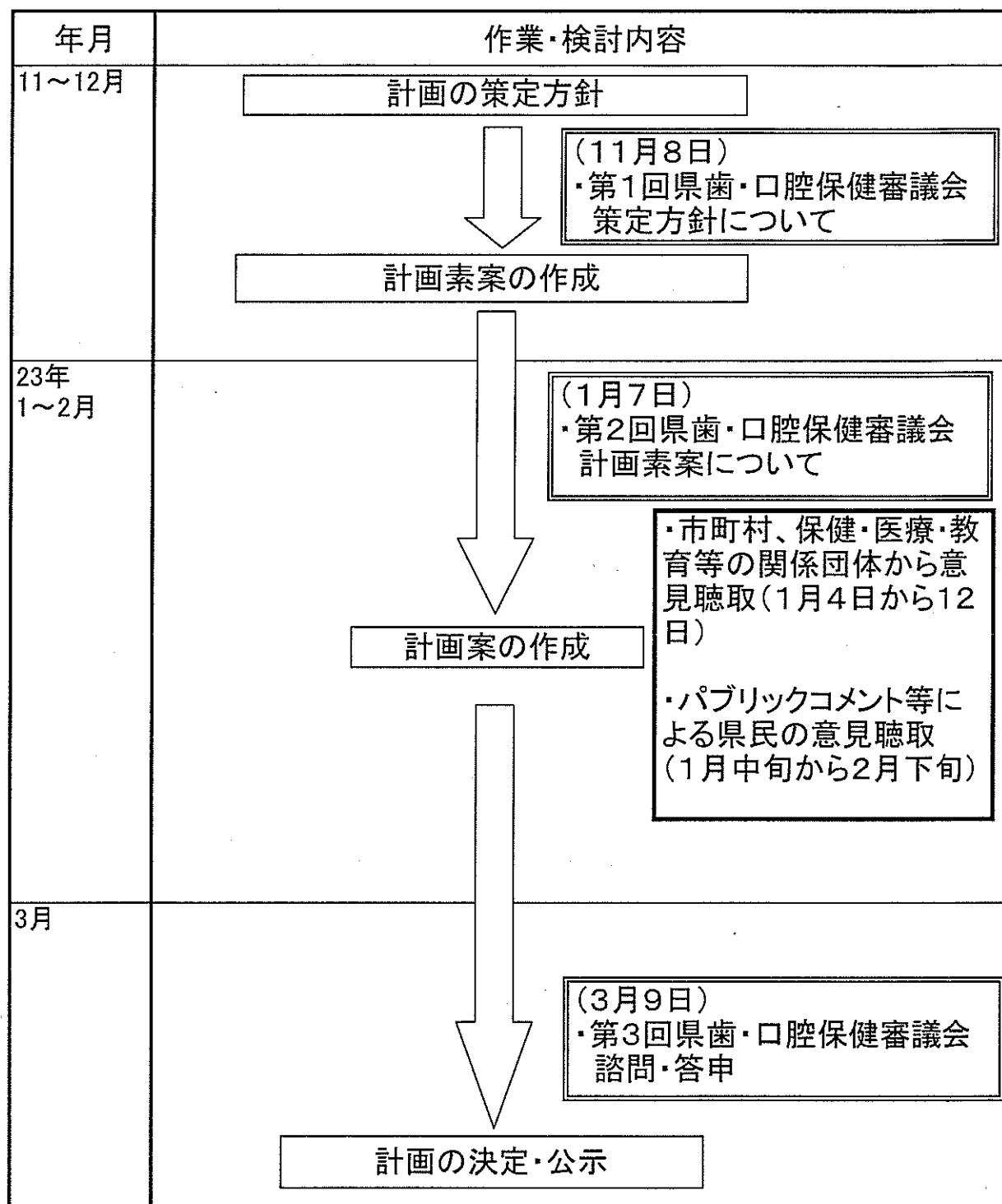
平成23年1月7日（金）

千葉県

目 次

1 「千葉県歯・口腔保健計画」の策定スケジュール（案）	1
2 意見聴取をしている市町村、保健・医療・教育等の関係団体	2
3 計画素案「第2章 目標」に関する参考資料	
(1) 平成20年度市町村別3歳児むし歯有病者率	3
(2) 平成21年度市町村別12歳児（中1）一人平均むし歯数	4
4 参考資料	
(1) 千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例	5
(2) 千葉県行政組織条例（抜粋）	7
(3) 千葉県歯・口腔保健審議会委員名簿	9
(4) 傍聴要領	10

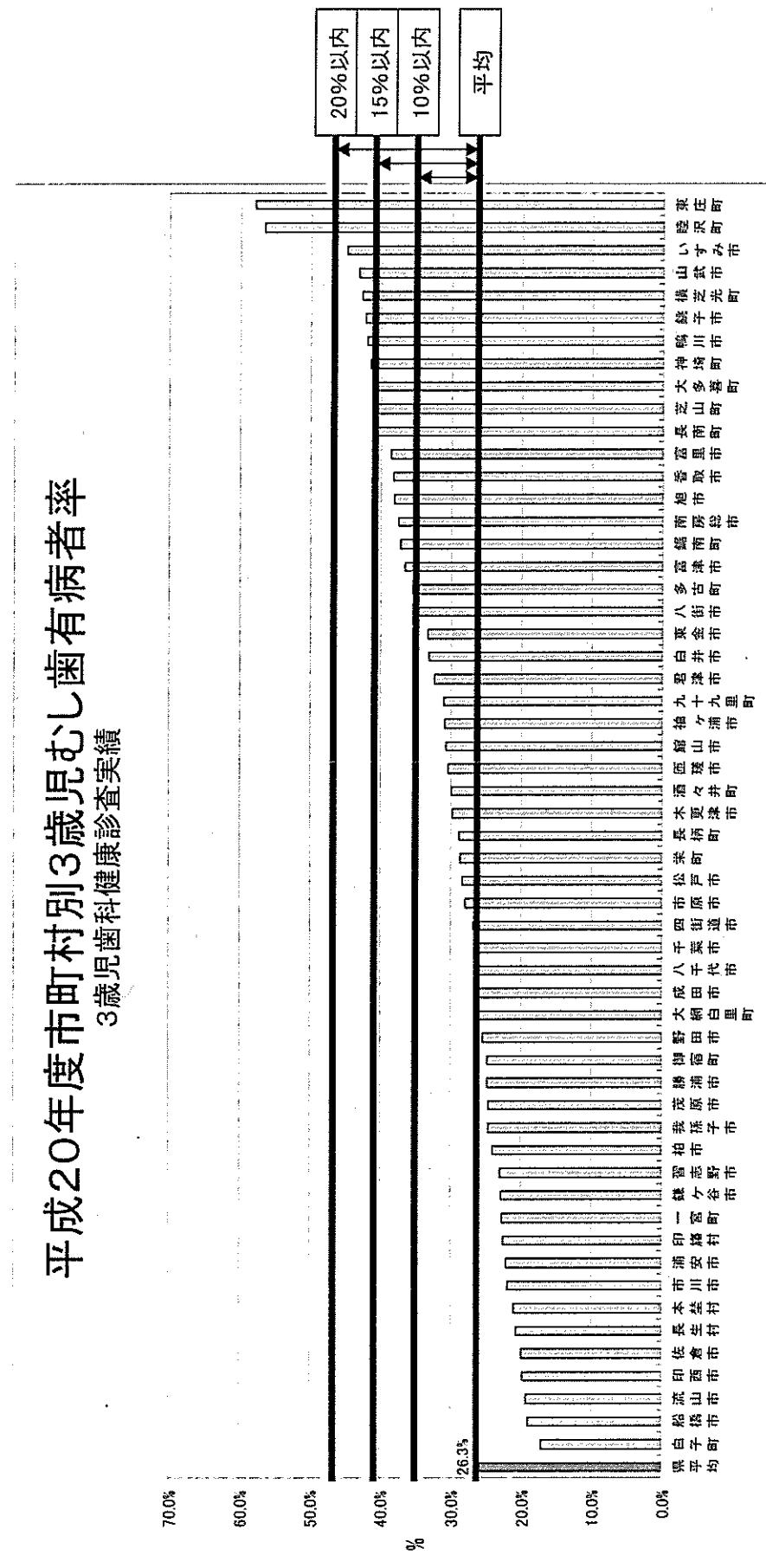
「千葉県歯・口腔保健計画」の策定スケジュール(案)



意見聴取をしている市町村、保健・医療・教育等の関係団体

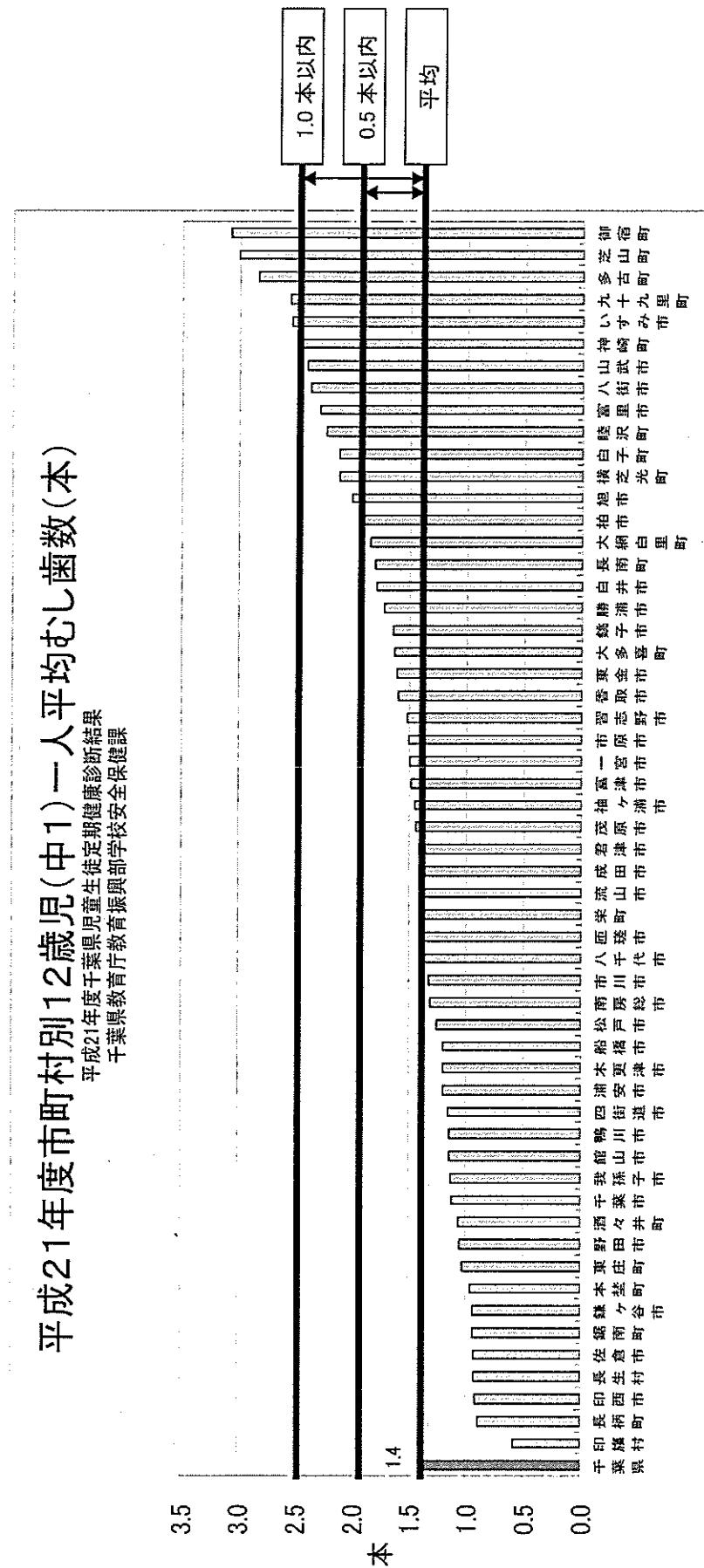
	団体名等
市町村（第4条）	各市町村
	千葉県市長会
	千葉県町村会
歯科医師等（第5条）	千葉県歯科医師会
	千葉県歯科衛生士会
	千葉県歯科技工士会
教育関係者（第6条）	各市町村教育委員会
	千葉県市町村教育委員会連絡協議会
	千葉県都市教育長協議会
	千葉県町村教育長協議会
	千葉県高等学校長協会
	千葉県中学校長会
	千葉県小学校長会
	千葉県高等学校教育研究会養護部会
	特別支援学校教育研究会学校保健教育研究部会
	千葉県養護教諭会
	千葉県P.T.A.連絡協議会
保健医療関係者（第6条）	千葉県医師会
	千葉県薬剤師会
	千葉県看護協会
	千葉県栄養士会
	千葉県言語聴覚士会
	全国自治体病院協議会千葉県支部
	千葉県民間病院協会
福祉関係者（第6条）	日本病院会千葉県支部
	千葉県介護支援専門員協議会
	千葉県手をつなぐ育成会
	千葉県保育協議会
	千葉県社会福祉協議会
事業者（第7条）	千葉県老人クラブ連合会
	労働者健康福祉機構千葉産業保健推進センター
	千葉県商工会議所連合会
	千葉県商工会連合会
	千葉県経営者協会
	千葉県中小企業団体中央会
	千葉県厚生農業協同組合連合会
保険者（第7条）	千葉県労働者福祉協議会
	健康保険組合連合会千葉連合会
	千葉県国民健康保険団体連合会
	全国健康保険協会千葉支部
	千葉県後期高齢者医療広域連合

平成20年度市町村別3歳児むし歯有病者率 3歳児歯科健診検査実績



平成21年度市町村別12歳児(中1)一人平均むし歯数(本)

平成21年度千葉県児童生徒定期健診診断結果 千葉県教育庁教育振興部学習安全保健課



千葉県報

号外
平成22年3月26日

号外第16号

主 要 内 次
条 例

○ 千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例

千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

千葉県知事 鈴木栄治

例

千葉県条例第二十四号

千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第一条 この条例は、県民の歯・口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、県、歯科医師等の責務及び教育関係者、保健医療福祉関係者、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯・口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防など県民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことから、県民が日常生活において自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、県内すべての地域において生涯を通じて最適な歯・口腔の保健医療サービスを受けることができるよう環境整備を推進することを基本理念として行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯・口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な推進策を策定し、及び実施する責務を有する。

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯・口腔の保健サービスを実施している市町村との連携協力及び調整に努めなければならない。

(市町村との連携協力等)

らない。

(歯科医師等の責務)

第五条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に携わる者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、県が実施する歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策及び歯・口腔の保健サービスを実施している市町村に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割)

第六条 教育又は保健、医療若しくは福祉に係る職務に携わる者であつて、歯・口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医師等を除く。）は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、歯・口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯・口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科健診及び保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第八条 県民は、基本理念にのっとり、歯・口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(千葉県歯・口腔保健計画の策定)

第九条 知事は、生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「千葉県歯・口腔保健計画」という。）を定めなければならない。

一 千葉県歯・口腔保健計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

二 歯・口腔の健康づくりに関する目標

三 歯・口腔の健康づくりに関する、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、千葉県歯・口腔保健計画を定め、又は変更するに当たつては、あらかじめ、千葉県歯・口腔保健審議会及び市町村その他関係者の意見を聞くとともに、その案を公示し、広く県民等の意見を求めるなければならない。

4 知事は、千葉県歯・口腔保健計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公

表しなければならない。

(基本的施策の推進)

第十条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりを図るために基本的施策として、次の各号に掲げる事項の実施を推進するものとする。

一 歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに市町村その他関係者の連携体制の構築に関すること。

二 市町村その他関係者がフッ化物応用等のむし歯の予防対策を行う場合、その効果的な実施に関すること。

三 市町村その他関係者が行う母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくりに関すること。

四 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯・口腔の健康づくりに関するこ

と。

五 歯・口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上に関すること。

六 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを図るために必要な施策に関するこ

と。

(財政上の措置)

第十一条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の歯科疾患等実態調査の実施)

第十二条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりの推進を図るために基礎資料とするため、県民の歯科疾患等の実態について必要な調査を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

2 千葉県行政組織条例(昭和三十二年千葉県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中健康福祉センター運営協議会の項の次に次のように加える。

千葉県歯・口腔保健審議会
会員
別表第二中健康福祉センター運営協議会の項の次に次のように加える。
千葉県歯・口腔保健審議会
会長
副会長
委員
答申し、又は建議すること。

別表第二中健康福祉センター運営協議会の項の次に次のように加える。
千葉県歯・口腔会
長
副会長
委員
答申し、又は建議すること。

千葉県歯・口腔
保健審議会
会員
別表第二中健康福祉センター運営協議会の項の次に次のように加える。
千葉県歯・口腔会
長
副会長
委員
答申し、又は建議すること。

購読料 月決め 一部一箇月一、九〇〇円(送料を含む。)

本号 一部

八円

三 教育関係者を代表する者
四 事業者又は保険者を代表する者
五 学識経験を有する者

発行・発行者 千葉市中央区市場町一番一號
定期購読申し込み先 ○四三(一一二二)二一五二
一部売り申し込み先 ○四三(一一二二)二六五八
千葉県

千葉県行政組織条例（抜粋）

昭和32年9月10日

条例第31号

（附属機関）

第五条 附属機関とは、法第百三十八条の四第三項の規定により設置される審査会、審議会、調査会等の機関をいう。

（設置等）

第二十八条 県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

（組織等）

第二十九条 前条第一項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第三のとおりとする。

（会長及び副会長）

第三十条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任命等）

第三十一条 委員は、知事が任命又は委嘱する。

- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第三十二条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（部会）

第三十三条 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がそ

の職務を代理する。

6 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもつて当該附属機関の議決とみなすことができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(会議の運営等)

第三十四条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(規則への委任)

第三十五条 別に規則で定めるところにより、附属機関に特別委員、専門委員、臨時委員、顧問又は参与を置くことができる。

2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

別表第二

附属機関名	担任する事務
千葉県歯・口腔（くう）保健審議会	歯・口腔（くう）の健康づくりの推進に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。

別表第三

附属機関名	組織	委員の構成	定数	任期
千葉県歯・口腔（くう）保健審議会	会長 副会長 委員	1 市町村を代表する者 2 保健医療福祉関係者を代表する者 3 教育関係者を代表する者 4 事業者又は保険者を代表する者 5 学識経験を有する者	15人以内	2年

千葉県歯・口腔保健審議会委員名簿

(順不同、敬称略)
平成22年10月1日現在

区分	所属・役職名	氏名
市町村を代表する者	佐倉市長	蕨 和雄
保健医療福祉関係者を代表する者	千葉県歯科医師会長	浅野 薫之(副会長)
	千葉県歯科衛生士会長	岡部 明子
	千葉県医師会理事	鎌田 栄
	千葉県薬剤師会副会長	石野 良和
	千葉県看護協会会长	松永 敏子
	千葉県介護支援専門員協議会	竹蓋 佐和恵
	千葉県手をつなぐ育成会広報部会長	瀧川 彰子
	千葉県保育協議会会长	久保 美和子
教育関係者を代表する者	浦安市教育委員会教育長	黒田 江美子
事業者又は保険者を代表する者	健康保険組合連合会千葉連合会保健事業部会長	川村 孝志
学識経験を有する者	千葉県議会議員	河上 茂
	千葉県議会議員	湯浅 和子
	東京歯科大学教授	松久保 隆
	千葉大学大学院医学研究院教授	丹沢 秀樹(会長)

備考:任期は平成22年10月1日から平成24年9月30日まで

傍聴要領

千葉県歯・口腔保健審議会

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、審議会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- (2) 会議開催中は、静かに傍聴し、言論に対して賛否を表明したり、質問を含めて会議場での発言は一切認められません。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないでください。
- (4) 会場における飲食又は喫煙はご遠慮ください。
- (5) 会場においては、写真撮影、録画、録音等を行なわないこと。また携帯電話、PHS等は必ず電源を切って傍聴してください。
- (6) やむをえない場合を除き、傍聴中の入退室は謹んでください。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、審議会会長及び事務局の職員の指示に従うようお願ひいたします。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは注意し、これに従わないときは、退場していただくことがあります。